

猫の正しい飼い方と地域猫活動

猫に関する苦情や相談

最近、町には皆さまから次のような苦情や相談が寄せられています。

- ・庭に猫が入ってきて困っている。
- ・敷地内で糞尿をされ困っている。
- ・野良ねこが子ねこを産んでしまった。 など

町では、猫の捕獲や引取りは行っておりません。

このような苦情や相談を解決していくために

猫の飼い主の方へ

昔は、猫は放して飼うのが普通でしたが、都市化が進み、住宅事情が変化する中で、猫の放し飼いによる迷惑問題が増えています。

飼い主は猫の習性を理解した上で、家族の一員として最後まで面倒を見る責任があります。また、飼っている猫が近隣に迷惑をかけないように、適正な飼育に努めなければなりません。

●飼い始める前に、家族全員でよく考えましょう。

「かわいい」という気持ちだけでなく、住宅事情や家族構成等の先を見越して、本当に一生面倒が見られるか、家族全員でよく考えてから飼うようにして、絶対に捨てないでください。

●室内飼育をしましょう。

猫は上下運動ができるなどの環境を整えれば、屋内飼育に適しています。

交通事故や繁殖、ウイルス・細菌などの感染症、迷子等の防止のためにも屋内飼育をしましょう。

●不妊・去勢手術は飼い主の責任です。

猫は自然にしておく、年に数回の発情期があり、あつという間に数が増えてしまいます。飼い主が責任をもって、猫に不妊・去勢手術をしましょう。

●飼い主がわかるようにしましょう。

迷子や災害時等に備えて飼い主の元に戻れるように、名札のついた首輪やマイクロチップなどで、飼い主がわかるようにしましょう。

●病気から守りましょう。

動物病院で定期的に健康診断を受けるなど、日頃から病気になるないように健康を管理しましょう。

野良ねこに餌を与えている方へ

餌を与えるだけの行為は、飼い主の不明な猫が集まり、子ねこが産まれて、結果として野良ねこが増えてしまいます。

そして、庭・ごみ荒らしや糞尿などにより近所に迷惑をかけることとなります。

周辺住民のすべての方が猫好きとは限りません。また、今まで猫に対して特別な感情を持っていなかった人も、猫による被害を受けて、嫌いになってしまうこともあります。

餌を与える場合は、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こさないよう、次のことを守ってください。

●不妊・去勢手術を実施し、これ以上増えないようにしましょう。

不妊・去勢手術を実施することで、不幸な子ねこの繁殖を防ぐとともに、発情期の鳴き声や尿スプレーなどの問題行動を抑えることができます。

●できるだけ自分の敷地内で餌を与え、後片付けをしましょう。

餌は、世話をする人の自宅または周辺住民の理解が得られる場所で、決められた時間に、食べきれだけの量を与え、食べ終わったら速やかに容器を回収し、置き餌はしないようにしましょう。

●糞の始末をしましょう。

餌を与える人の自宅または周辺住民の理解が得られる場所に猫用トイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。

排泄物は速やかに片付け、排泄場所は常に清潔を保つようにしましょう。

●新しい飼い主を探しましょう。目標は屋内飼育です。

屋外で生活している限り、交通事故や感染症などの危険は避けられません。

屋内で飼育してもらえる新しい飼い主を探す努力をしましょう。

●周辺住民の理解を得る努力をしましょう。

野良ねこがその地域で生活するためには、周辺住民の理解が不可欠です。

まず、野良ねこを世話することについての趣旨などを周辺住民にきちんと説明し、理解を得たうえでいきましょう。

地域猫活動について

地域猫活動とは

地域に住み着く飼い主のいない猫を、その地域に住む人などが、地域の合意の下に、飼い主のいない猫をこれ以上増やさず、今いる猫がその生を全うするまで、地域で適切に管理していく活動のことをいいます。

地域猫活動は主に次の3点が重要になります。

1 餌（えさ）の管理

活動する団体・グループ等が管理している猫にのみ餌（えさ）を与えるようにし、それ以外の猫が集まらないようにしましょう。

そのために、置き餌（食べ残したエサの放置）はやめましょう。カラスやネズミも集まる原因となってしまいます。

2 猫用トイレの設置・清掃

地域における猫の排泄物による被害を軽減するため、猫用トイレを設置し、清掃をしましょう。
猫の習性に配慮し、人目を避けられるような場所で、地域の合意が得られた場所にトイレを設置してください。
猫は清潔なトイレを好みます。また、不潔にしていると臭い・害虫等の発生原因になりますので、こまめに清掃しましょう。

3 繁殖制限（不妊・去勢手術の実施）

管理している猫の中で繁殖がおこらないよう、計画的に、不妊・去勢手術を実施してください。

その他、地域の理解を得ることについては、継続して行っていきましょう。
活動についてはこまめに地域に報告し、コミュニケーションを欠かさないようにしましょう。

町では、「地域猫活動」を支援し、登録した活動団体の管理している猫について不妊・去勢手術費用の一部を助成します。

町に登録した「地域猫活動団体」が管理している「飼い主のいない猫」に不妊・去勢手術をした場合に、その費用の一部を助成します。

地域猫活動団体の登録には要件があります。

地域猫活動団体の登録から不妊去勢手術費用助成までの手続きの流れについて

【地域猫活動団体登録に必要な書類】

- 地域猫活動団体登録申請書（第1号様式）
- 団体構成員名簿（第2号様式）
- 管理している地域猫の一覧表（第3号様式）
- 活動地域を示す図面（餌場及びトイレの位置を図に示す）
- 活動地域の周辺住民等に対する活動等を行っていることを証する書類 など

地域猫に不妊・去勢手術を実施したら

町に登録している団体が管理している猫について、不妊去勢手術を実施した場合、その費用の一部を助成します。

【必要書類】

- 飼い主のいない猫不妊去勢手術助成金交付申請書（第6号様式）
- 不妊去勢手術を実施した地域猫一覧表（第7号様式）
- 動物病院の領収書等（領収書の宛名は、団体の代表者でもらってください。）

地域猫活動団体の登録事項の変更・廃止

登録している活動団体について、次の事項に変更があった場合は、届出が必要です。

- 団体の代表者又は代表者の住所
- 活動地域や餌場・トイレ
- 団体構成員の人数や団体構成員の氏名・住所・連絡先・役割分担など
- 管理している猫

地域猫活動をやめた場合も届出をしてください。

【必要書類】

- 地域猫活動団体解散・申請事項変更届（第5号様式）
- 変更内容を証する書類

さくらねこ無料不妊手術事業

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携して TNR 事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分数の減少に寄与する活動です。

栄町では、手術費等を全額負担するさくらねこ無料不妊手術チケットを、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる団体に交付しています。

くわしくは、下記ウェブページをご覧ください。

[どうぶつ基金ウェブページ](#)

関連ファイルダウンロード

[地域猫活動団体登録申請書など](#) PDF形式/101.38KB

[飼い主のいない猫不妊去勢手術助成金交付申請書など](#) PDF形式/73KB

[飼い主のいない猫不妊去勢手術助成金請求書](#) PDF形式/57.46KB

[地域猫活動団体解散・申請事項変更届](#) PDF形式/56.01KB

[地域猫活動団体の登録から不妊去勢手術費用助成までの手続きの流れについて](#) PDF形式 / 170.22KB

[飼い主のいない猫不妊去勢手術助成金交付要綱](#) PDF形式 / 375.71KB

[さくらねごチケット交付要綱](#) PDF形式 / 131.81KB

[さくらねご無料不妊手術チケット交付申請書](#) WORD形式 / 31KB

[さくらねご無料不妊手術チケット実績報告書](#) WORD形式 / 32.5KB

[実績報告参考様式](#) EXCEL形式 / 11.26KB



Get Adobe
Acrobat Reader

PDFファイルをご覧いただくには[Adobe Acrobat Reader](#)が必要です。
お持ちでない方は、左のボタンをクリックして[Adobe Acrobat Reader](#)をダウンロード(無料)してください。

問い合わせ先

このページに関するお問い合わせは [経済環境課 環境対策室](#) です。

[栄町役場 4F東](#) 〒270-1592 [千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番](#)

電話番号 : 0476-33-7713

メールでのお問い合わせはこちら